

# 木づかい運動推進プロジェクト 会則

## 第1条 (名称)

本会は、木づかい運動推進プロジェクトと称する。(以下「本会」とする)

## 第2条 (事務所)

本会の事務局は、石川県白山市西新町75に置く。

## 第3条 (目的)

本会は、自然保護を目的とした植樹に関する事業(「以下、事業という」)を行うことにより、地域を活性化することを目的とする。

## 第4条 (活動・事業の種類)

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) 事業を行うことを目的とした自然保護活動
- (2) 地域資源を活かす地域活性化活動
- (3) その他上記2事業に付帯する活動全般

## 第5条 (会員)

本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) プロジェクト会員は、この会の目的に賛同し入会した個人及び団体に運営に参画する者とする。
- (2) ボランティア会員は、この会の目的に賛同し入会した個人及び団体とする。
- (3) サポート会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人及び団体とする。

## 第6条 (入会)

プロジェクト会員、ボランティア会員、サポート会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

## 第7条 (会費)

会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) プロジェクト会員 | 10,000円(年間)  |
| (2) ボランティア会員 | 無料           |
| (3) サポート会員   | 一口5,000円(年間) |

#### 第8条（退会）

会員は、退会届を事務局に提出し、会長の承認の上、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を2年以上納入しないとき。

#### 第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 1名
- (4) 監査役 1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第10条（職務）

理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

#### 第11条（解任）

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

#### 第12条（資産）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第13条（総会）

本会の総会は、プロジェクト会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会はプロジェクト会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成で決定する。総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

### 第14条（議事録）

総会の議事については、議事録を作成する。

### 第15条（理事会）

理事会は理事を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

### 第16条（事業報告書及び決算）

理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

### 第17条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

### 第18条（事務局）

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

### 第19条（解散）

この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) プロジェクト会員の欠亡

(3) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第20条（委任）

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第21条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則 この会則は、令和2年4月1日から施行する。